

2019年10月29日

衆議院議長 大島理森 様

参議院議長 山東昭子 様

各会派 御中

子どもに無煙環境を推進協議会
(日本禁煙学会も同趣旨を提出済みです)

国会議事堂は屋内全面禁煙としてください

謹啓、日頃の国政へのご尽力ありがとうございます。

「原則屋内禁煙」が趣旨の改正健康増進法が2020年4月1日に全面施行されますが、第二種施設の国会におかれても、2020年の東京五輪を目途に本法律を制定されたお立場から、また公共性が極めて高い立法府としても、国会議事堂を率先して「屋内全面禁煙」とし、国民への率先垂範をお願い申し上げます。

記

1. 第二種施設では、屋内に「喫煙専用室」の設置は違法ではありませんが、屋内の「喫煙専用室」からは、どのような対策を講じたとしても、タバコの煙が漏れ出るのを防ぐことはできません¹⁾。人の出入りによっても漏れ出ますし、喫煙者の呼出煙や、服などに付着したタバコ煙・臭いは喫煙専用室から退出した後も30分間は発散し続け、受動喫煙の危害を周りに及ぼします。
2. 国会議事堂内に、万一にも「喫煙専用室」を設けることになれば、改装・設備費用、今後の電気代・メンテナンス費用などがかかりますし、さらには撤去の際の費用など、公費の無駄遣いとなります。
将来的に喫煙専用室の廃止が法的に義務付けられた場合、あるいは国会が自主的に廃止を決めようとした場合に、その撤去費用は公費の無駄遣いとなります。
3. 喫煙専用室に由来する煙により、周りの議員・職員・訪問者へ危害を及ぼし、周りの人や清掃員への健康危害を引き起こします。
特に国会議事堂には、小中学生や高校生などが見学に訪れることも多く、未成年者の健康を受動喫煙の危害から守る改正健康増進法の趣旨を損ないかねないことが憂慮され

ます。

4. 国会議員には任期があり、永続的施設として残ることになる喫煙専用室設置の決定は、代替わりしていく議会に負の遺産を残すことになり、現任期中の議員の決定だけで縛ってってしまうのは無責任極まりないこととなります。また撤去となった場合に、喫煙専用室設置を決めた現在任期中の議員の方々にその費用を負担いただくのは難しいことでしょうから、初めから喫煙専用室を設けないことこそが賢明な選択ではないでしょうか。

5. 改正健康増進法で、行政機関は第一種施設として全て「屋内禁煙」（喫煙専用室設置不可）が定められ、2019年7月1日より遵守されているところです。

国会や地方議会が第一種ではなく、第二種施設とされた理由は、喫煙する国会議員に配慮したためであることは良く知られていることで、改正健康増進法の大きな問題点の一つとなっているところです。しかし、

- ・第二種施設の中でも、全国の裁判所は大半が2019年7月から敷地内禁煙となり、それ以外の裁判所も2020年1月から敷地内禁煙となります。

- ・第二種施設の国立国会図書館も、関西館とともに、2020年4月1日から敷地内禁煙となります。

- ・都道府県議会も、既に半数を超える24議会が「屋内全面禁煙」で（51%）、2020年4月1日からの改正健康増進法の全面施行を前に、自主的な「屋内全面禁煙」へ向け、検討・協議が進められています。（現在までの状況一覧をご覧ください

⇒ <https://notobacco.jp/pslaw/gikaikinenjokyo1910.pdf>)

- ・政令市（指定都市）議会も、20議会のうち既に16議会（80%）が「屋内全面禁煙」となっています。

- ・中核市議会では58議会のうち53議会（91%）が「屋内全面禁煙」となっています。

- ・その他の市町村議会も、今年7月からの本庁舎の禁煙施行にあわせ、大半が禁煙となっているようです（一例として大阪府内の43市町村議会は全てが屋内全面禁煙です）。

- ・企業（例えばトヨタ、ソフトバンク、NEC、明治、ファイザー、中外製薬、キューピー、LIXIL、ブリヂストンなど）でも、大手飲食チェーン店（例えばスカイラーク、デニーズ、マクドナルド、和食さと、回転寿司店など）などでも、改正健康増進法の2020年4月1日からの全面施行を前に、自主的な全面禁煙・敷地内禁煙が広がってきているところです。この動きは今後さらに広がっていくでしょう。

6. 国会におかれては、第二種施設だから屋内に「喫煙専用室」を設置しても構わない、ではなく、第一種施設の行政庁舎と同じく、屋内全面禁煙（喫煙専用室不可）とされるべきです。自ら律する姿が国民の喝采を浴びることでしょう。

国会に隣接する国の省庁舎が既に屋内全面禁煙なのですから、国会内を屋内全面禁煙としても、訪問者の理解は可能ですし、禁煙としなければかえって訪問者も戸惑うことになります。

屋内全面禁煙によって、訪問者だけでなく、職員も、国会議員の多くも受動喫煙の危害から守られます。喫煙される議員もタバコを吸える機会が減ることによって健康増進が期待され、禁煙のきっかけともなります。

7. 喫煙の本質はニコチン依存症であり、議員の執務に喫煙は必須なものではありません。全国の行政機関や職場に喫煙室がなく勤務時間中の禁煙がルール化されていても、喫煙者は問題なく自身の業務を行っています。喫煙者は喫煙する必要があるとの前提で喫煙専用室の設置議論をするのは誤っています。

8. 2020年7～8月には、改正健康増進法制定の大きなきっかけとなった東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。大会中は全ての競技会場では、加熱式タバコを含めて敷地内完全禁煙となります。国内はもちろん、海外からの観客には高く評価されることでしょう。

国会におかれても、2020年4月1日からは「屋内全面禁煙」を決定し、受動喫煙の無い職場・公共の場とされ、改正健康増進法の「原則屋内禁煙」の模範としてのメッセージを国民にお示しいただくよう、ご高配をお願い申し上げます。

以上

注1) タバコ規制条約 (FCTC)、米国公衆衛生長官報告など。

(FCTC 第8条ガイドライン)。

(1) タバコ煙曝露ならびに受動喫煙の毒性には安全なレベルはない。受動喫煙の毒性には閾値がないという考えは科学的証拠による定説である。換気、空気清浄機、喫煙区域の指定 (換気系を分離しようといまいと) などの解決策が無効であることはこれまでに繰り返し証明されてきた。そして、工学的解決策は受動喫煙からの保護をもたらさないという科学的な確定的証拠が存在する。

(2) すべての人々は受動喫煙から守られなければならない。すべての屋内の職場とすべての公衆の集まる場所は禁煙でなければならない。